

午後3時3分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、13番富田栄一議員の質問を許可いたします。13番富田栄一議員。

（13番富田栄一君登壇）

○13番（富田栄一君） 庁舎の明かりが夜おそくまでついています。少しでも早く被災者の皆さんに復興と応援いただいている国、県、他の市町村の職員の皆様、そして、我が朝倉市の職員の方々、皆さんの頑張りに感謝いたします。まだまだ長丁場になります。被災者のためにも、まず健康を第一に御自愛ください。そしてさらにこれからの長い時間必要です。よろしく願いいたします。

また、先日、私自身、被災者の方からこんなことを言われました。被災者の心がわかつちょらんとしっかりとお叱りを受けました。コミュニティの力を借りて自分にできることをと頑張ったつもりでありましたが、まだまだ理解できていませんでした。自分自身反省しました。そしてもっと丁寧に情報の伝達をすることが大事ではないかと考えました。被災者の方々も長丁場になり、支援制度、補助などが、その期限が迫ってまいっています。それぞれに個々人でこれからのことを思い悩んでいられます。まだまだ私自身、復興、復旧については、わかっていない点多々あります。

ところで皆さん、想像してみてください。普通の災害の場合、被災した生活に必要な社会資本をまず復旧します。安全、安心のために川、道などの復旧をします。まず、安全、安心を確保します。

そして次に土地ができて、壊れた家を修復する、または家を新築する、田畑をつくる、工場、お店など、仕事場をつくっていきます。ここまで来て、初めて被災者に対して生活支援、補助などが終了するというふうになるのではないのでしょうか。ところが今、朝倉市はその逆、最後の支援の打ち切りから、復旧の終了が行われていないのでしょうか。そうではないというこの場で確認するために、質問席より質問いたします。

（13番富田栄一君降壇）

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 法律の期限に合致しない現在の被災者再建についてとあえて書きました。そして質問しております。災害復興計画では、12月、どこまで進んでいるのでしょうか。現実の進捗を確かめていきたいと思っております。

まず、仮設住宅83世帯、みなし仮設253世帯、自力避難55世帯、91人と、また長期避難世帯、91世帯と伝え聞いております。1年5カ月が過ぎて、再建ができている方々もいらっしゃるでしょう。これから先、2年間の大変な時間を使って、来年7月に向けて再建予定のそれぞれの方向と予定世帯はどうなっているのでしょうか。

仮設、みなし、自力避難、それぞれ7月の期限までにどのように再建されていくのか。災害公営住宅に何世帯、ほか公営住宅に何世帯の方が、また市内で自宅新築の方が何世帯、

自宅修理をされる方が何世帯、施設に入られる方が何世帯、市外へ転出される方が何世帯あるのか。また、まだまだ悩んでいらっしゃる方が何世帯あるのか、おわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） まず1点目の復興計画による計画で、進捗はどうかということでございます。被害が甚大であるということから、多くの河川が改良復旧となっております。ことしの7月から8月にかけて河川の線形が示されたということです。その後、地元合意を得た上で、現在測量設計が進められているという状況下でございます。河川の改修をベースとして、道路復旧や区画整理型の農地復旧、そして宅地の復旧が進んでいくという状況でございます。口頭で説明しましたが、そういった進捗状況でございます。

それから、仮設住宅等の状況でございます。建設型応急仮設住宅が83世帯、みなし応急仮設住宅が253世帯、自力避難世帯が61世帯というふうになっております。今後の再建状況についてでございます。10月に仮設住宅の入居者、前回大規模半壊、半壊の被災を受けた方に再建についての意向調査を実施いたしました。その結果は、現在、本人への確認の作業中でございます。今後報告させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 自力避難世帯が55世帯と言いましたけど61世帯が市の把握していることということですね。それぞれの方向性については、まだまだ調査中だということですが、冒頭で申しましたように、どんどん期限が切れるということが被災者の心の中には非常に厳しい現実となっております。また、九大の先生方の発表のところにもありましたけども、ありましたけれども、子どもの学校が変わるときに、転居していくということもあると。今度の小学校から中学校に入る人たちについても、出ていく人がいるんじゃないかなと、クラスが1クラスになるんじゃないかなという心配している声を聞いたりしております。県道であっても、松末地区の県道であっても、ダンプカーがすりかうことができません。その中で、子どもたちは自転車通学をしていかななくてはいけない、スクールバスには乗せられないとかいうこともあります。保護者のいろんな願いがあるかと思いますが、そこらあたりもしっかりと聞いていただいて、これからの政策にさせていただきたいと思っております。

次に、質問しますが、みんなが心配している来年の7月、2年を迎えますが、仮設住宅、みなし仮設住宅の延長措置はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 仮設住宅の延長はあるのかという御質問でございます。災害救助法による応急仮設住宅の供用期間の延長が認められるためには、平成29年7月九州北部豪雨を特定非常災害として国が政令で指定する必要があります。今回の災害は、特定非常災害に政令によって指定されておられませんので、災害救助法による延長はできないとい

うふうに聞いております。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 国が指定していないということですが、では、河川の復旧について、昨今の今ぐらいに復旧計画を地域の皆さんと一緒につくってまいりました。議会でも承認した計画がありますが、これについて、河川の復旧はいつになるのかということをお尋ねいたします。寒水川については、あと4年後、赤谷川については、3年後、その他の河川全てについては、来年度には完成ということはこの計画ではなっております。

この議場で計画は認めてまいりました。川の安全は来年度には大丈夫なのでしょうか、お尋ねします。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 現在、平成29年災害後、河道の流量確保については、出席前に行っておりましたが、平成30年7月で再度埋設した箇所もございましたが、従前の河道確保については、現在行っているところでございます。今議員のおっしゃっている今後大丈夫かということについては、一昨年、ことしという大規模な災害がなければ、通常の雨量の対応については、現在の稼働で安全が確保できるとおっしゃるところでございます。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 安全というのは、復旧工事が全部終わるということを安全と私は考えているんですけれども、復旧工事は来年度に終わるんですかということをお尋ねします。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 濟いませぬ。先ほど、安全が確保というのはちょっと私の言葉の使用の間違いでございます、通常の雨量に対しては、流せる流路の確保ができるということで訂正させていただきたいと思っております。河川の復旧が完了するののかということについては、河川の部分部分では、完了する箇所もございしますが、全体として完了というのはまだまだ先が見えていない状況であると思っております。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 計画には来年度と書いていますので、見直しについていつぐらいというのは修正が必要だと思っております。大体どれぐらいを工程表として考えていらっしゃいますか。

○議長（中島秀樹君） 復興推進室長。

○復興推進室長（梅田 功君） 今、全ての災害復旧事業者のほうが一番善を尽くしております。そういう状況の中で、復興計画に示しておりますとおり、復旧期とそれから再生期の期間、その期間、地域によって時間差は生じるとは思われますが、3年から7年、そういうふうな期間を要すると、それが1つの目安というふうにお考えしております。

す。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 今の確認ですが、来年度ではなくて、これから3年から7年後の予定を考えているということで、修正を思っているということで、まだ計画は出ていませんけれども、そういうふうな思いがあるということではないでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 復興推進室長。

○復興推進室長（梅田 功君） まず、3年から7年と申し上げましたのは災害発生から3年から7年ということで御理解をいただきたいと思います。また、復興計画を見直しをするかということでございますか。

○議長（中島秀樹君） 質問お願いいたします。13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 復興計画では、来年度に多くの河川が改良復旧は完成しますというふうな計画を出しました。これは議場でも認めました。でも、実際のところ来年度で大丈夫なんですか。安全確認はできるんですかということをお尋ねしています。それで、3年から7年ということは、この計画がまだ詳細の詰めはないけれども、伸ばさにやいかんよというふうに考えているという方向性があるのかなのかという点の確認です。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 復興計画策定時には、3年を目指して計画を策定いたしまして、3年で復旧ができる箇所もあれば、4年、5年とかかる箇所もあるということで、計画のほうにもその進捗にあわせて、伸びる箇所は出てくると考えております。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） それぞれの河川について、復興計画を表で表していますよね。5番の項目に計画の推進という中で、今部長言われたように、これについては、策定の見直しを行っていきますという、必要に応じて見直しを行っていきますということで、明記しています。十分わかっています。しかし、被災者にとって、川は大体いつでき上るっちょろかというのが一番のやっぱり知りたいことなんです。ですから、このまた文章にはないでしょうけども来年度に本当に大丈夫なのかと、また被災者に来年度に大丈夫という言葉しか出てきていないので、もうぼちぼち工程表の何かしらのことができてきやせんだろうかと思ってお尋ねをしているところです。大変大事なことなので、お答えいただきたいと思います。

○議長（中島秀樹君） 復興推進室長。

○復興推進室長（梅田 功君） 現在、現時点においてどこの河川がおくれるとか、そういうのではなく、今、それぞれの河川において事業期間のほうがうたわれております。その期間内で施工を仕上げる目標で今頑張っているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 整備計画に書かれております期間内で整備が進まない河

川箇所も今測量とか用地交渉とかやっていく中で、それぞれの事業者のほうから地元に対しては、事業の期間、予定と今後示していくことになるかと思っております。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 何でこんなことを聞くかと言ったら、最初に申しましたように、どんどん支援の期限が切れていく、でも最初に約束しているのは、安全、安心を確保しますということです。災害後に全員協議会で聞きました。集団移転はあるんですかということをお聞きしました。そしたら集団移転は考えないと。1人でもそこに帰ってくるという人があれば、安全、安心を確保するのが朝倉市の務めなんだというのがこの復興の朝倉市の方針だと私は思っています。ですから、皆さんも本当に頑張っている。頑張っているんだけど、自然って本当に大変、でっかいこの災害はというのがみんなわかっているんだけど、誰かが言わんと、この大きさというのはわかっていない。いつの間にか終わってて、どんどん被災者に対する支援が終わってしまっているのが現実じゃないかと思っています。川について、本当に3年で終われるのかと、終わらないでしょう。まだまだ雨が降れば土砂は流れていきます。あれだけダンプが来ているのに。そこを真剣に言わないから、被災者の支援についても全然国は動かないと思います。最後に戻そうと思いましたが、被災者に対して、言わにゃいかんことはやっぱり議員とか市長とか、みんなから選ばれた人たちが物申さにゃいかん、職員の皆さんは吏員だから、法律にのっとって動かにゃいかんとでしょう。でもその法律は人間がつくった法律ですから、自然のほうがかかくなっていると、私は今回の災害は思っていますので、このことが言えるのは、この議場でしかないと思って今回質問を出しました。正直に言っていただきたい。本当に3年で終われるのかと。山の中とか、まだ倒木そのままです。道がないんです。それで、河川がきれいになるのかなというのを、安全、安心があるのか、皆さん帰ってくださいと、来年度には家を建てられますよと言えるのかどうかをお尋ねしています。よろしくお願いします。

○議長（中島秀樹君） 副市長。

○副市長（中野信哉君） 先ほどから部長、課長答弁しておりますとおり、計画は査定を受けて、3年の事業は3年、5年の事業は5年というふうに計画上明記しております。しかし、さまざまな測量であるとか、地元説明、そういったことで事業が延びて、繰り越しをするような事業がやっぱり河川ごとにより得ます。そういった可能性があるということは、ここで明言はいたせませんが、きょうこの場でどの河川がどうということはちょっと申し上げられる状況にまだございません。これはしかるべきタイミングで、地域であったり、議会の皆様方に報告したりしていくようにやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 復旧の基本は川だと思って、これから先もずっとやっていきますが、次の質問に移らせていただきます。

先への不安ということで、被災者は非常に不安に思っています。川の復旧完全確認はまだです。今質問したところです。答弁いただきましたが、まだまだいろんなことがあります。しかし、補助、支援の仕組みがもう期限が来ます。市は、どういうふうに被災者の再建を導いているのかわからない、被災者は、川がどうなるんだろうか、安全の確認はまだです。また、川の横の道は、どう復旧されているのかわからん。だから、川のそばのほとんどの場所には、家は建てられない。まだ修理すれば住めるけれども、修理することにも不安がある、しかし、現実には来年の7月に補助とか、支援が切れる、迫っている。もうもとの地区に戻るのはあきらめるということなのかというのが被災者の声です。補助、支援について、どう続いていくのか、教えていただきたいと思います。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 先ほど、法による延長はないということを申しました。そういう中ではございますが、現場を見ますと、いまだに災害復旧事業に手つかずのところが多々あるということでございます。今までも要請してきたところですけども、さらにその現実を国や県に訴えて、支援を要請していきたいと思っております。

それから、市といたしましても、支援を早い時期に打ち出し、被災された方々の不安を和らげたいというふうに思っております。市としても、そういう考え方でおるということでございます。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 家を建てて、ずっと前も言いましたけど、すぐにできるものじゃないんですよ。土地を探さなきゃいかん。子、相手と相談せなきゃいかん、いろんなことがある、地上げすれば地上げた分をまた待たなきゃいかん、いろんなことがあります。あと半年です。皆さんが言わっしゃると、行政としてはそうかもしれませんが、被災者の一人一人は、本当に自分1人で考えよる。復興計画のこの中に、1つに安心して暮らせる備えとコミュニティの再生の中で、うたっています。安全な居住地の確保と地域の再生方策の検討、これは平成30年度までに事業化の検討をして、それから後に政策を打ち出すというふうな点々があります。どんな政策を今考えていらっしゃるとか、お尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 災害復旧の完了がさまざまな支援の期限に間に合わないという現実がございます。被災者生活再建支援法については、基礎部分の申請期限が災害発生から13カ月以内であったことに対して、朝倉市では家屋の解体が追い付いていない状況を訴えて、1年間の期間の延長を認めていただいたという実績がございます。

それから、住宅金融支援機構の融資申し込みの期限が災害発生から2年間となっておりますが、被災地の状況を訴えて伝えて、期限延長を要請しているところでございます。できる限りもとの場所、あるいは朝倉市に戻っていただけるよう、努めているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 今の政策を聞いて、被災者の皆さんはよし頑張ろうって、握りこぶしができるでしょうか。どげんすればいいっちゃうか、まだわからんというふうになるんじゃないかなと思っています。朝倉市は、親、子、孫、3世代が一緒に住めるまちづくりを目指してきました。被災者の現実は、3世代が住んでいた家族がばらばらになっています。なぜか。援助の法律が、都会向きのやり方ではないかと思って、それも一因だと思っています。仮設についても、3つの部屋がありますけれども、小さい、廊下がない、その中で、親子3世代というのはなかなか厳しい、再建についても、災害公営住宅、もとの場所に住みたいというのは、年をとればとるほど年配の方々の思いだと思います。そしてまた、近くの田畑まで歩いて行けるところに家がある。さらに農家にとっては、小屋が、農業倉庫、農機具を入れる小屋が必要です。農作業をする小屋が必要です。そういうところの場所をするには、今の災害の支援の政策の中では足りません。そのことがわかるために、親、子、孫3世代を住まわせていきたいと思いますというこの政策の中に、私はこの復興の何か手がかりがあるんじゃないかなと、政策があるんじゃないかなと思うのですが、そこあたりのところは、どう執行部のほうは考えていらっしゃいますか。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 朝倉市では、これまで親、子、孫3世代が一緒に暮らせるまちづくりを目指し、さまざまな施策の中で事業実施を行ってきております。現在、昨年の豪雨災害による被災者の再建につきましても、住宅再建に向けた個別相談会を本年4月より甘木地域、朝倉地域、杷木地域のローテーションにて月2回開催しているところです。これは、住宅再建にかかわる各種再建支援制度や住宅金融支援機構への借り入れ、資金返済計画等についての個別相談会です。また、同じ会場にふるさと課市内宅建協会会員による空き家バンク相談会も実施しており、空き家の購入、賃貸等の物件の紹介も行っているところです。このような再建相談会、空き家情報の提供により、被災前の家族形態で暮らせるよう努めているところです。なお、情報提供につきましては、毎月市広報等にて周知しているところです。また、今週から、杷木の道目木地区の被災者等については、個別に訪問し、住宅の相談対応を行う予定としているところです。これ以外の地区についても、随時同様に対応していきたいと考えておるところでございます。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） まだ情報を集めているというところで、政策が具体的なものがないということでしょうけども、何かしらい政策が生まれてくることを願っております。

次に別の視点からお尋ねいたしますが、自宅には大きな被害を受けていない人、しかし、生活の社会資本がないので生活できない人々もいます。仮設住宅、みなし仮設住宅に入ってもらっています。自宅被害はないけども帰れないという、本当に寂しさ悲しさがあると思います。また修理すればもとの家に戻れるんですけど、帰れない。しかし、長期避難世帯でも指定されていません。ただただ川の安全は今お聞きしましたように、まだまだ見通

しがつかない、道もまだまだです。そして、災害公営住宅への入居もままなりません。公的な見舞金もないです。仮設住宅が終われば、どうやって生活していくのか、自宅再建もいつになるのかわからない、市の指導はどのようにされていますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 災害公営住宅の整備につきましては、平成31年7月初旬に竣工を予定しており、仮設住宅の供用期間満了となる期限前には入居できるよう事業を進捗しているところです。7月末の3次調査締め切り時点での災害公営住宅の入居予定者は、応急仮設住宅より31世帯、みなし仮設住宅より41世帯、公営住宅一時避難世帯より3世帯、自力避難よりより2世帯となっています。

一方、応急仮設住宅の供用できる期間は、入居時から最長2年となっていますので、例えば、平成29年11月10日にみなし仮設へ入居された方については、平成31年11月9日までの災害救助法の適用となります。よって、法律的に11月9日まで支援を受けることができますが、みなし仮設の入居については、再建可能となる住居が完成するまでの一時的な住まいと考えております。災害公営住宅等へ入居が、竣工して入居が決まれば、それによって、移転してもらうというような対応になるかと考えております。

災害公営住宅入居の要件に満たない方でも、今公営住宅等の空き等によって、それぞれの聞き取りの中で、そのような対応が可能な方については、そのような対応も検討しているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） ごめんなさい。次に質問しようとしていた答えをいただいた気がしますが、私が言っているのは、その前の段階で、自分の家屋に被害がなかったら、見舞金が、公的な見舞金がない。しかし、社会資本が整っていない、道ができていない、川ができていない、帰れない、その人たちにとっても、今生活支援法でみなし仮設がとられていますけども、それは切れる。見舞金もないので、これから先えらい不安があると、どうしますかということの対応をお尋ねします。もう一度よろしいですか。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） まずは、災害復旧に全力を尽くすと、1日も早く竣工できるように努めるということは一方であるわけでございますけれども、それと、応急仮設住宅の供用が終わった後、どうやって生活していくかということになろうかと思いますが、そのことについても何らかの対応を検討したいというふうに思っておるところでございます。間もなく、その対応の仕方について、皆様方のほうに発表していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 非常に難しい問題であろうかと思えます。検討していつぐらいには、今年中には、12月中には出るということなんでしょうか。そこあたりがしっかりして

ないといけないんじゃないかなと思います。

○議長（中島秀樹君） 副市長。

○副市長（中野信哉君） 先ほどからも、住まいの再建、生活の再建のためには、できるだけ早く支援策を打ち出さないと不安を払拭できないのではというようなことが重要である、1日も早く市はそういった姿勢を示すべきだという御指摘のとおりであると思っております。そのことを念頭に踏まえまして、できるだけ早くそういったことをお示しできるように努力してまいります。

以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） できるだけというのはいろんなできるだけがあつて、早くというのいろんな早くがある。具体的には、どこなのかと。どこまで我慢せろっちゅうのかを教えてください。早くなるぶんはいいと思います。最低ここまではという話はしていただきたいなと思います。

○議長（中島秀樹君） 副市長。

○副市長（中野信哉君） 申しわけございません。今この時期と明言はできませんが、できるだけ早くとうのは文字どおり可能な限り早く皆様方にお示しできるようにということで、住まいの話というのはやっぱり家族で話し合いをしなければなりませんので、そういう家族が集まって話し合いができる、そういった時期も考慮いたしまして、しっかり検討して準備をしたいというふうに思っております。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 副市長が言われた家族が集まってという、その時期を大事にするように、ぜひ被災者のためにも一刻も早くお願いしたいと思います。

次の質問ですが、みなし仮設の住居費は無料ですよ。しかし災害公営住宅は有料です。不公平ではないかという意見があります。みなし仮設等の入居は2年間ということで今井上部長から答弁をいただきましたけども、そのタイムラグについて、お金の出費については、市としてどう考えているか、それはもうそのままばらばらでいいですよということではないのでしょうか。ちょっともう一度わかりやすくお答えいただければと思います。みなし仮設に入っている人たちはまだまだ猶予期間があるので、その分は2年分の苦勞した分があるので、あとから公営住宅に入ってもらってもいいですよという考えなのか、できた時点で入ってもらわにゃいかんというなのかをお願いしたいと思います。またあわせて、久喜宮団地等も公営住宅の再開が始まるかと思いますが、そういうことについても考えがありましたら、よろしく願います。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 基本的には、災害公営住宅が完成いたしましたら、それぞれ個別の聞き取りをしながら、入居の確認をしてまいります。完成等しましたら、安

定した生活に移行していただきたいと考えておるところでございます。そのみなしの場合と、災害公営住宅の家賃等につきましては、安定した生活に移行していただいたら、そのときから負担はお願いしたいと考えているところでございます。また、久喜宮団地等につきましては、久喜宮団地の整備につきましては、一定、1階部分につきましては、大まかな改修が終わっておりますが、2階、3階等につきましては、来年修繕等を行いながら、ガス等につきましては、長期間使わない場合には、使用ができなくなる事例があるということで、そのような点検等も含めまして、災害公営住宅の供給時期に合わせた形での、それまでには全点検が終わり、入居できるようなスケジュールを持って考えておるところで、そのことについて、久喜宮団地の代表者の方等にもお話をしながら、情報提供をしているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 朝倉市の公営住宅の考え方、次に共益費というのをテーマにさせてもらいますが、共益費の考え方については、現在入っている方々で割って、それを負担すると。例えば20軒あるのに1軒しか入らなかつたら、20軒分を1軒が払いなさいというふうな考え方があると。しかし、今度の場合、いろんな災害でばらばらになりながら、それぞれ帰ってくる、今久喜宮団地は一斉にとという話もありましたけれども、ばらばらになりがちですが、そこあたりのところについては、早く帰ってきた人たちがたくさん共益費を払うのではなくて、共益費のあり方、普通、民間の借家については、共益費は入らない分は大家さんが面倒みると。家賃から面倒みるというのが普通の考え方です。全てをそういうふうに朝倉市が変えるには、議会もあれですから、間に合いませんと思いますけれども、今回の場合につきましては、何かしらのそういう支援があってもしかるべきではないかなと、それぞれの被災者になるべく早くに自立した元の生活に戻ってほしいという方向性を持って、共益費についての壁を少しでもとるとということ考え方についていかが考えていらっしゃるか、お尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 共益費については、市営住宅の共同施設の維持管理費として、家賃とは別に入居者全員で負担いただいているものです。市営住宅の共益費としては、市営住宅内の街灯、階段、廊下等、給水ポンプエレベーター等の電気料金、集会所等の共同施設の使用に要する費用、電機、ガス、水道等、共同施設の設備の修繕費用、ごみ置き場等、共同施設にかかわる汚物やごみの処理、清掃に要する費用、浄化槽、使用料等といった共同生活に必要な費用となっております。

現在、市では入居者で構成されています団地内の自治会等の組織により、入居者全員から、徴収していただき、電力会社等へ直接市払っていただいている状況です。全国の多くの自治体においても本市と同様に自治会が共益費を支払っている状況でございます。災害復旧工事行っています久喜宮団地につきましては、復旧後に戻ってこられる時期によって、

共益費の徴収額が影響することになりますが、年内で1階住居部分の改修を終え、年度内で2階、3階の内装と修繕工事を行い、平成31年度初めに受水槽浄化槽の復旧工事を行い、おおむね災害公営住宅への入居時期と合わせた時期の7月に全世帯入居の案内をする予定と考えているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 先ほどのみなし仮設と関連してくるんですけども、それぞれの被災者の方々、みなし仮設に入る前に、いろんな苦勞をされてみなし仮設に入られている。苦勞された時間というのは変わらないんです。だから2年間という中の猶予はあるのかなという考え方もあるかと思えます。そこに甘えるなという方がいらっしゃるかもしれませんが、そういう中で、経済的にも厳しいので、家賃が厳しいので、ここはちょっと甘えさせてほしいという被災者の方々の気持ちもあります。後から入ってきた人たちは、要するにその人たちが入って来たら共益費が高くなったというふうに、本当にこれからあと申しますけど、被災者同士のちょっとしたことでの心のひずみ、傷みがあります。私もすっかり怒られましたけれども、長くなってきているので、本当に気づかないようなところが大変大きな傷になったりします。共益金については、特例を考えてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） 今久喜宮団地のことが具体の例としてお話すべきだと考えております。3月、年度が変わる時点で、地域のその団地の入居者の総会がございました。被災から半年ぐらいという時期で、実は年度末に帰ってくるような準備を、なるべく早く帰ってきたいという声が聞こえたと、そのように理解をいたしましたので、復旧計画についてもそのような計画で進めてまいりまして、話をしてきた経過がございます。

その中で、要は戻ってくる方が少ないと影響があるという話は確かにございました。ただし、これは久喜宮団地は被災した地域でございます。被災した方々が帰ってこれる環境かどうか、どうすべきかということをもまず第一に、入居者の方の中で話し合いをしたところでございます。そして、じゃあ、いつ帰ってこようかというような話をさせていただいた経過がございます。現在も、またそれからしばらく時間がたちまして、被災者の気持ちもやはり変わってまいります。部長申しましたように、入居者の代表の方、それぞれまた入居者の御意見伺いながら、いつの時点で戻ってこれる環境にしていこうかということで、いつだったら安全にこの地域に帰ってこれるのかということをもまず被災者の入居者の皆さんと話をしているところでございます。共益費のことを具体的に上げてきますと、そのいろいろな差額については出てくることは、確かにそういうことにはなろうかと思えますけれども、その対応について考えるということもおっしゃる意味はございますけれども、受けとめますけれども、久喜宮団地に戻ってこれるという環境であれば、皆さん帰ってこれるようなことで対応していきたいということでございます。以上です。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 先に戻ってきた人たちが、あとから戻ってきた人たちに、あなたのおかげで共益費が多かったもんなっちゃう言葉については、耳を貸さないと、そんな言葉は出ないだろうというふうに思っているのかなと私は思います。もっと寄り添って考えてみたらどうでしょう。幾らか違ってくと。

それともう一つ、職員の皆さん、若手の皆さんがそれぞれの被災者にお会いされると思う。また、後で申しますと思ったけど、支え合いセンターとか、コミュニティの方々とか、そういう方々が被災者とお会いしながらこういう情報を伝えていく、その中で、それぞれの思いと違うし、また言葉も非常に難しい。ここで、それぞれの中で帰ってきてくださいと、そこについてはこうやってわかってくださいという、わかってくださいをどこまでその職員の人々等が、支え合いセンターの人々が、コミュニティの人々が伝えられるか、非常に厳しい問題がそういうところで行政不信というのが表れてくんだ。もっと簡単に仕組みはちゃんと誰でもが同じようにできるようにしたらいかがなんでしょう。違うところというと、例えば農道についても市道についても林道についてもみんな道だと思えます。でもそれぞれの補助制度とかいろんな仕組みが違う、復旧についても負担金等、いろいろ違う、それを若手の職員が言ってくれるけども、俺は聞いとらん、職員は言ったと思います。でも聞いとらん。でも市道の話と林道の話と農道の話と、みんな被災者は一緒になるんです。同じようにこの共益費についても、これから、コミュニティをつくっていかにかいかん人たち、地域です。災害公営住宅についても、そうやってお願いはしていくでしょうけども、それぞれの人の権利がある、また思いがある、その中でやっていかにかいかん。その人たちに、若手の職員がちゃんと伝えられるのかと、思いを。そのことを非常時とか大変忙しい中に、大変頑張っている職員の皆さんの中になるべく誤解を生まない、そういう仕組みづくりというのをこの災害は教えているんじゃないかなと私は思いますが、この議会でも今答弁がそれぞれの被災者にとり判断の中にはある。執行部としてどこかで決断すべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 確かに担当者のほうが被災者と直接、本当に個人的な、あるいは家族の状況なり、被災の実態等聞き取りながら、その状況に合った支援策、相談等に乗って対応を考えておるところでございます。被災者の方が今議員がおっしゃっているように、些細なことで苦慮されているような内容についても聞き取りながら、真摯にその課題に対して対応していきたいと考えております。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 仕組みは変えんで、しっかりと若手職員に頑張ってもらいたいということのかなと思っています。被災者の気持ちはこの壇上でいいましたけれども、逆じゃないかって、朝倉市は、安全、安心の確保が先じゃろもと、そげん言いよる。職員

の皆さんでも違うんですよ。頑張っているんですよ。命をかけて頑張っているんですよ。そんなに頑張ると、その言葉が続かない。何でなのか。議員の1人として、それはお叱りも受けながら、被災者とも話していくけれども、悲しいですよ。仕組みを変えんとどうしようもなかつちゃのかなとつくづく思います。同じようなことがあります。家を失ったの苦しみ、見舞金でお金がもらえるきよかろうとか、また、避難生活が長くなってきたので、見舞金、義援金、仮設、みなし仮設、自力等の違いで、ちょっとした支援物資が違ってたり、話が来なかったり、被災者同士が、そしてまた近所との人間関係が本当におかしくなっている。災害当時、朝倉市のコミュニティはすばらしかったです。個人の空間が要らなかった。簡易ベッドが必要なかった、テントが必要なかった。みんな雑魚寝が一番よかった。それだけすばらしいコミュニティを持っていたコミュニティが今ばらばらになっっている。それこそ誤解を招いて憎しみ合うというか、おかしくなっっている、このことについてどう対策していかなくやいかんか。情報共有じゃないんですか。今言ったように、明快な答えはこの議場でも返ってこない、返ってこないということは、若手職員にもそうです。それぞれの職員が判断しなさい、支え合いセンターの人が回って、その人たちにもそれぞれにしてください。情報をください。そして、コミュニティにもそう、報告を言って帰る。それぞれがばらばらという言葉はまた怒られるかもしれませんが、被災者から見たらそんなふうに見えてしまうんです。悲しいんだけど、何とか命をかけて頑張っている職員の思いを被災者に届けるためにどうしたらいいか、情報共有をすることだと思っんです。決まったことはすぐに一本化して流して、それぞれの課から手紙とかでもあるでしょうし、逆に支え合いセンターの方からも、コミュニティの方からも、担当課からも、それぞれに同じ言葉が出てくる、わかりやすく話をして、ちゃんとあなたたち見えますよということは、本当に必要だろうと思っています。最初にした、世帯についても、きょう答えが出るのかなと思っ楽しんでいましたけれども、まだまだ厳しい、これは、何遍も言いますけれども、皆さんが頑張っていないんじゃない、災害がでっかい、災害がでっかいというのを誰が言うか、選挙で選ばれた人たちが言わんと、この議場から言わんとどうしようもない、職員は法の中でしかせんけん3年で終わらんといかんで終わってしまう、そんなことができるかって市民の人たちは言いよる、このギャップがこの災害の全てです。と私は思っいます。市長、やっぱり安全、安心というのは1番です。それが法にのっつての1番の仕事だと思っいます。3年、5年でしなさい。被災者に早くに復旧しなさい。それが守られなくて、次の支援できないということはやっぱりおかしいと思っ。国県に対してもしっかりと議会も通じて言うべきではないかなと、私議員1人として思っおりますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 市長。

○市長（林 裕二君） この議会で、議員が被災者の声を聞いて、質問をされてこられました。本日の質問でも質問いただいたとこであります。市といたしましては、きょう答弁

しましたように、被災者の一人一人の暮らしを取り戻していただく、仕事を早く取り戻していただくといったことについてやっているんだと、努力をさせていただいています。そのことを答弁をそれぞれ副市長以下、したところでございます。

それから、今御質問がありました今年の九州北部豪雨災害については、極めて甚大であったというのは間違いございません。このことについては、私個人といたしましては、市長といたしまして、東京、あるいは九州、そういった会議で、九州北部豪雨災害の被災自治体の長として、いろいろと説明をしながら、現状を訴えながら、国等の支援を呼びかけているということでもあります。私が行けないときは副市長以下がその役割を果たしているということでございます。莫大な予算が要りますので、東京に上ったり、あるいはいろんな関係自治体と協議をさせていただきながら、現在もこれからも懸命に取り組んでいきたいと、このような被災者が、議員が言われるとおり、早くもとの暮らしを取り戻していただきたいと。そして希望を持ってこれから生きていっていただきたいと、その一心で市を挙げて取り組んでこれからもまいりたいということで申し上げさせていただきます。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 一議員として、私もできることは一生懸命やっっていこうと思っております。議長にもお願いして、この議会でもぜひできることはお願いし、被災者の気持ちをぜひ全国に伝えていただきたいと思っています。安全、安心ができなくて、確保できなくて支援が切られるほど日本国民の1人として悲しいことはないと思っております。

時間がなくなってしまいました。1つだけ確認させてください。災害を経験しての復旧、復興、またその前の災害時のことで、先ほど村上議員の話にありました避難行動要支援者、また被災者支援システム、そこについて、朝倉市が関係諸団体と協力していく中で問題になってくるのは、個人情報保護法の問題ではないかなと思っております。課題がそこに見えてきているのではないかなと思うんですが、そこについての見解を最後にお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） システム関係では、避難者行動要支援者ネットワーク台帳と、今先ほど村上議員のときも言いました被災者支援システムの導入、いずれも個人情報については、十分な取り扱いを考えなければいけないというふうに思っております。個人情報の取り扱いについては、例えばそういう取り扱いがスムーズにいくように、要支援者の方が台帳なり名簿の記載をしていいですよといったように、理解をしていく、個人情報の取り扱いについては、OKですというような取り扱をするように、していただくなり、市としてできることについては十分行くと、緊急事態につきましては、個人情報の取り扱いを最低限逸脱できないような考え方で対応していきたいというふうに思っております。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 災害を経験した朝倉市だからこそ言えることがあると思っていま

す。権利も大事ですが、その前に義務もあります。そのことも合わせて、日本という国は災害の多い国ですので、だからこそこういうふうに支え合いができて、素晴らしい国ができていんだと思っています。改めてこの災害で日本のよさを、朝倉のよさを思っておるところでもあります。どうか皆さんの市の職員の、また応援に来ていただいている職員の皆さんの思いが被災者にちゃんと届くように仕組みをしっかりと考えていただいて、ぜひ来年度に向かって明るい年にしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（中島秀樹君） 13番富田栄一議員の質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議はあす11日午前10時から行い、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時2分散会